

《特別寄稿》

## 児童虐待予防にむけた支援方法について

千葉千恵美

養育問題に児童虐待に関する事柄が深く関係している。特に虐待による死亡事故によって幼い子どもの命が失われている。2004（平成16）年に「児童福祉法等を併せ改正」が行われたが、児童虐待の相談件数は増加し続け、児童虐待により死亡事例も起こっている。国の対応、児童虐待防止法の課題、児童虐待の実態について第15次報告を基に、児童虐待死因における状況と今後すべき課題について、検討を行う。

（2020年11月12日受理）

### 1. はじめに

児童虐待は日本の養育問題でも最も重篤な問題であり、親子の関係性を問い直す課題でもある。特に実父母からの虐待によって亡くなる尊い幼い命を守っていく事が保育現場で親子を支える保育者の役割と考える。

子どもが自らの声を上げる事も出来ずいる環境や命の危機と向き合い、保障されない状況下で子どもを守っていく事を早急に考えなければならぬ。子ども家庭福祉を専門に考える立場から、今回は子どもの最善の利益を守るための権利を軸にし「防げる子どもの死と命」について考えていきたい。亡くなった子どもからのメッセージを受け止め、二度と繰り返さない、安心して温かな養育環境づくりに目を向け、児童虐待防止にむけた支援方法について考えてみたい。

### 2. 児童福祉法改正からみた児童虐待の現状と課題

#### （1）児童福祉法改の改定と課題

児童虐待防止にむけ児童福祉法2004（平成16）年の改正<sup>1)</sup>で第10条では、市町村に向けた児童相談の業務強化が明記された。同様に第25条では要保護児童対策地域協議会の設置が入り、児童虐待に関連する市町村の取り組みと併せ地域で子ども達を守るための地域連携やネットワークづくりが予防策に取り入れられた。その後2017（平成29）年の法の一部改正<sup>2)</sup>では、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待の発生予防から自立支援までを目的にすること」「妊娠期から切れ目のない包括的支援」「子どもの成長を守るために母親がとるべき対応策」が含まれ、長期にわたる子どもと親支援の必要性が地域で見守られるように改正された。これらは、虐待の発生予防及び発生時の的確な対応が出来、虐待が発生する状況や背景を重視する傾向に支援の幅を広げる内容になった。その一方

で第15次報告<sup>3)</sup>によると、心中以外の児童虐待死亡事例の年齢は、0歳児が53.8%で大半が生後4か月までの乳児であることが分かり8割の乳児が死亡していたことが明らかになった。この現状を鑑み改めて妊娠期から出産を伴う経過に添った支援と同時に、母親になる妊婦にむけた心理的な切れ目ない支援が課題となった。0歳児の乳児死亡事故を検証では、母親の抱える妊娠初期において相談出来る場所や人材がなく、孤立したまま、臨月をむかえ自宅出産を迎えていた。母子保健法に支援は含まれてはいるもの、母親と同時に生まれてくる子どもの命を守る子ども家庭福祉を主とする支援体制が必要であった。生まれてくる子どもの命と児童虐待防止に関する法律には、妊娠に至る背景や状況までは踏み込まずこれが課題になっていた。児童福祉法改正による福祉の観点と背景を含む内容が含まれた事で、虐待予防への一歩前進的な取り組みになったと言える。その一方で死亡事故から見る親子の関係性は、予定外の妊娠から始まり、悩みながら出産に辿る経過の中で生まれた新生児を死亡させており、この出産までの過程に母子を対象にした支援を検討に入れ母子保健との連携こそが必要だったと考える事が出来る。母子保健には妊娠中の支援から生まれた直後からの母親に向けた支援が含まれ、支援対象となっている。乳児の虐待死亡事故に関しても母子関係を重要視した支援が求められている。

Brazelton & Cramer 1991<sup>4)</sup>の研究では、The Earliest Relationship（最早期の関係性）を取り上げ、母子関係の早期から互いにやりとりできる連続性を持つ行動に焦点をあてている。相互のやり取りの中で形成される相互作用が重要であることや無言で見つめ合い微笑み、

母親の発声にじっと聞き入り、母親を見つめる entrainment（同調）が最も関係性を深めていると示している。しかしその一方でこの母子間の関係性で相互作用を上手く築けず対応できない母親もあり、子どもからの応答性に答えられない関係性の課題も挙げていた。同様に産後うつに伴ううつ病の母親にむけMurry, L1992<sup>5)</sup>は、うつ病の母親を対象に子どもの応答性や関わりを調査している。うつ病の母親の特徴には生気のない表情で、何も返せず子どもへの応答性も低く子どもの感情意欲を高めることも出来ない事が多くみられていた。母親のこの鬱のような特徴を持つ場合、子どもの情動的な心の動きや認知に直接影響し、子どもの発達に深く影響すると述べていた。母親の精神疾患に伴ううつ病との関連性が乳児虐待の発生と深く関連していると言えよう。

上別府2014<sup>6)</sup>は、妊娠期からの母親を対象に、妊娠期からの産後うつ病の重症化予防を行った。支援者側である保健師、助産師に向けた支援に母子訪問を行う際、妊婦を対象にインタビューを行い、アタッチメントスタイル（AS）を用い、産後うつ病の重症化を予防するための活動を行っている。この研究は妊娠期からのプログラム（Maternal Mental Health Promotion Program: MMHP）として開発を行い、母親学級やパートナーへの知識や情報提供等も同時に行っている。妊娠期の母親の気持ちや子どもに向けた気持ちの振り返り、産後からすぐにパートナーに相談するなどの援助希求行動が出来るように支援することを提案し、0歳児である乳児虐待を防ぐ方法を検討し実践している。

この乳幼児時期に親身に相談できる人や妊婦自身の状況を知り受け止め理解してくれる人と出会いや語れる居場所が重要で、母親の精神的

安定度は保たれる。特定妊婦達には支援施策としての対象者であることを理解し、母子関係にでてくる危機的な場分を回避するための介入や虐待予防を行うことが重要である。

ハイリスクのある特定妊婦には、安心して出産できる産院や育児が出来る環境を医療機関、市町村窓口、児童相談所が連携し支援することである。また生活全般を支援する第三者の専門職である社会福祉士や精神保健福祉士、精神科医、小児科医、産婦人科医、助産師、保健師、保育士等の助けを受けながら、母子が地域の中で安心して健康な子育てができる支援体制をつくることである。新生児から乳児と月齢を追いながら、育児には保育の専門家である保育者が寄り添い支援できる保育所等の育児環境を提供し支援を行う事により0歳児、新生児、乳児の0歳児の乳児支援も同時に可能になる。

国は2020（令和2年）までに上記した事情を踏まえ「子育て世代包括支援センター」<sup>7)</sup>を市町村の母子保健福祉担当部署の充実を図ることを示した。今回示された「子育て世代包括支援センター」の役割には、妊婦や乳幼児への対応を軸とする母子保健領域と子育て支援領域の両面の支援が含まれている。具体的には子ども家庭福祉に関与するように母子保健法に基づく母子保健事業と子ども子育て支援法に基づく利用者支援事業、そして児童福祉法に基づく子育て支援事業が支援策となっている。

これには従来から展開している児童福祉法の市町村が実施する「地域子育て支援拠点事業」<sup>8)</sup>に相当するが、この地域子育て支援拠点事業実施と地域社会の変化に伴う子どものための子育てに視点を置いて、家庭や地域での子育て機能低下や子育て中の親の孤独感を解消するための子育て親子の交流を行う等、子育て支援拠点の

充実を図っている。むしろ地域の子育て機能充実や子育ての不安感を緩和するための施策である。そして子どもの健やかな育ちを支援活動が中心であるため、妊産婦と乳幼児を継続的に包括的に支援するには、妊産婦や保護者の相談に保健師等の専門家が対応することはもちろん、子育て支援の専門家である保育者が関わり不安を解消するための仲間作りを提供し、精神疾患の母親を含むすべての対象者にむけ、医療関係者を含めた専門家による連携・協働が子育てを支える地域社会に展開することである。その為従来の地域子育て拠点事業と子育て世代包括支援センターを併せたすべての親子に向けた子育て支援体制を作り、困った際に支援が提供出来るよう切れ目ない支援が必要であると考える。

### 3. 児童虐待の実態と背景

#### （1）死亡児童虐待の実態

児童相談所への児童虐待相談件数の推移では、1990（平成2）年では1,101件だったのに対し、2018（平成30）年には15万9,850件（速報値）となり、145倍近く増えた状況になった<sup>9)</sup>。

しかも児童相談所での虐待相談の内容別件数は、平成30（2018）年度（速報値）では総数159,850件が確認された。この状況では身体的虐待40,256件（25.2%）、ネグレクト29,474件（18.4%）、性的虐待1,731件（1.1%）、心理的虐待88,389件（55.3%）が示された。この内容は児童相談所が実際把握した虐待種別で心理的虐待が一番多く示された。次いで身体的虐待であった。従来示されている種別と異なり、以前数の多かった身体的虐待よりも心理的虐待が多く言葉に子どもの心を傷つける虐待が上回っていることも明らかになった。しかも児童虐待の

死亡件数も減っていない現状も示された。

児童虐待による死亡事例の推移<sup>10)</sup> 児童数を見ると心中以外の児童虐待死は、児童虐待による死亡事例735例779人あった。妊娠期や周産期の問題の中には、10代の若年妊娠出産や出産後処理に困り遺棄している事案も含まれていた。このように若年妊娠に伴う支援や児童相談所の対応等も問われる課題である事が明らかになった。

## (2) 死亡事例 心中以外の虐待死事例

国は心中以外の死亡事例について第15次の再調査を行った。対象期間2017(平成29)年4月1日から2018(平成30)年3月31日の1年間で起きた事例の検証であった<sup>3) 10) 11)</sup>。死亡事例を分析した対象の子ども達は、心中以外の虐待死事例50例の52人いた。この調査では特にこの50例について児童虐待死亡検証を4項目に分けて整理をしている。1つは子どもの年齢、2つめには虐待の類型、3つ目には実母の抱える問題、4つ目として加害の動機について整理し検証や分析を行っていた。その結果では以下の死亡事例について内容が報告された。

### 1) 子どもの年齢について

子どもの年齢は0歳児が最も多く28例うち28人(53.8%)であった。

0か月である新生児が新生児の事例14例は14人50.0%で高い割合を占め無抵抗の新生児が犠牲になっていた。

### 2) 児童虐待類型

死亡事例では数値に上がっていた心理的虐待よりも直接手を加える身体的虐待が最も多く、身体的虐待20例で22名(42.3%)であった。次に養育拒否による食事を与えない等のネグレクトが20例で20人(38.5%)であった。このよう

に虐待累計によっては直接命を奪う死亡につながった虐待内訳を見ると身体的虐待という殴るける暴力行為の他、食事を与えない等のネグレクトという養育状態の悪さによって死亡が確認されていた。

### 3) 実母の抱える問題について

加害者である実母が示す問題の背景は「遺棄」「予期しない妊娠や計画していない妊娠」24人(49%)、「妊婦健診も受診」23人(46.9%)が高率で示されていた。妊娠した直後よりすでに問題を抱えていた事が明らかになった。10代の若年妊娠が含まれており、妊娠の自覚を含め思春期や青年期における家庭生活や子どもを産み育てる性教育そのものの重要性も、問われる課題も含まれていた。

### 4) 親子の関わりで見られる要因について

心中以外の虐待死事例には、加害動機をみると親子の関わりで見られる親が困ると感じる事項があり「泣き止まないことにいらだったため」が一番多く、子どもの泣き声や泣き止まない事へのいらだちを挙げる」が6例6人(11.5%)あり、子どもの関わりと泣き声と泣き止まない状況に陥った時に生じる突発的な対応と感情のコントロールが抑制出来ない事が深く関連していた。このように子どもと親の間で出てくる育てにくさや子どもへの対応についての課題死亡事故との関連性も課題になっていた。

「保護を怠ったことによる死亡」8人(16.3%)、「子どもの存在拒否・否定」6人(12.2%)で高い割合を示していた。また保護を怠るいわゆるネグレクトを含める死亡では放置で餓死や車での熱中症である等養育拒否による親の関わり方が課題となる結果が明らかになった。

## 4 子ども虐待により死亡事例を防ぐための対応

### (1) 養育者への支援と課題

妊娠の届が提出されておらず母子健康手帳未発行が殆どの事例であった。特に婦健康診査が未受診等の報告があり、受診回数が極端に少ない状況や関係機関からの連絡を拒否している場合があった。医師、助産師に等の立会がない自宅出産をしている事例もあった。さらに生まれてからの乳幼児健康診査やさらに就学時の健康診断までも未受診の状況で、子どもの感染予防となる予防接種も未接種でもあった。特に精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルー等)に罹患し、精神疾患の罹患した経験のある母親が含まれていた。また過去に自殺企図がある事や養育者が夫婦関係間で挙げられるDV等の問題を抱えている場合もあり注意が必要なハイリスクの養育者でもあった。養育者自身不安感を抱きやすく、些細な事で子どもの発達や成長等、強い不安や悩みを抱えている事もあった。不妊による排卵促進剤の結果多児を妊娠する複数子どもを出産する事例もあり、若年妊娠とともに養育者からの相談内容には細心の注意を施すことが課題に示された。専門機関につながるツールと専門家のアドバイスが浮き彫りになった。

### (2) 子どもへの支援と課題

子どもの身体では特に顔や首頭等に外傷が認められる場合注意が必要である。子どもの健康状態からも伺われる一定期間の体重増加不良や、低栄養状態が認められる事も指標になるため、子どもの心身の健康を日々生活の中で観察することが必要になる。

行動面では、通常保育所等に通っている子どもが来所しなくなった時等、虐待を疑う場合が想定されるため児童相談所及び市町村行政とともに、早急に子どもの命を守る介入と支援が必要になる。家庭訪問や子どもの安否確認等、子どもの様子が分かるように支援する事である。保育所や幼稚園等児童福祉施設や教育関連等への関連した周知を専門家が率先して行う対応が望まれる。

### (3) 生活環境等への支援と課題

地域で活動している児童委員や民生委員等、近隣住民等からの通報で子どもの様子が気にかかる旨の情報提供がある。この状況提供を活かしながら子どもに起こっている生活上の問題に気づく事が支援の一步になる。何等かの困難を抱えて生活上子どもの異変に気づき目を向ける等の事が子どもの命を守る、家族を守る事が移動虐待の予防になるからである。

### (4) 関係機関や関係部署の連携と協働のむけた課題

虐待状況の把握や刻々と変化する状況を伝える連携・協働が鍵となる。児童虐待を阻止出来ない要因に虐待があるという情報をつかみながらもそれを大切な情報として生かせず、子ども亡くなってしまった事例がある。子どもの安全を守る予防につながらない虐待リスクの高い状況になればなる程子どもの命は危ぶまれ最終的に命を落とす事につながっていた。

要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)では、児童虐待を家族全体として捉えリスクアセスメントの必要性の周知不足が原因であると訴えている。危機感がない上スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対

応に結び付けていないことも死亡原因と考えるからである。リスクの高い子どもや家族には、リスクを抱える重要な課題がある事を充分理解した上で危機的介入対応が必要である。転居時の移動に際し児童相談所同士との連携が十分に取れず、危機的な状況に子どもが置かれているにも関わらず、引き継ぎが行なかった。その結果子どもの命は失われる死亡事故になっていた。

## 5. 事例検討 個別ヒアリング調査結果の分析

都道府県・市町村及び関係機関等を対象に事例発生当時の状況や対応等に対するヒアリング調査の実施報告より提示 抜粋

### (1) 事例概要

**事例** 母親の精神的疾患に伴う発達障害を持つ子どもの死亡事例

実母は高校時に摂食障害で精神科を受診しうつ病で診断を得ていた。家族背景はアルコール依存の父親、DVを母親に行い、母親も本人と同様うつ病で通院していた。母親は高校卒業後実家を離れ大学に進学した。大学時代は不安になると不安発作が度々起こりその時の精神科受診し投薬治療をうけていた。アルバイト先で知り合った男性と交際し精神的な安定を得る。大学卒業後交際していた人の子どもを妊娠、仕事をやめ専業主婦となる。長男、長女を出産する。育児には夫の両親が手伝い、2人とも育てやすい子どもであり子育てに喜びを感じていた。次男を出産する。次男は出産時より夜泣きがひどく育児に悩まされ眠れない状況が続いた。再びうつ病に罹患し精神科を受診する。投薬治療を受けながら3人の子育てをする。次男3歳児の

時に多動で衝動性のある本児に育児不安を感じ育児ストレスを強く感じる。保育所入所で育児不安の解消を行ったが本児の成長に伴い、特徴である激しさに感情の抑制が効かなくなり叩き続け今回の問題となった事例である。

### (2) 事例検討の結果

**事例が抱える問題点と対応策**

**発達障害と地域子育て支援**

児童虐待の関連で今注目されているのが発達障害を持つ子どもと親の関係である。発達障害児の場合大半が育てにくい子どもという親からの相談がある。子どもの行動に特化した対応に終始目が向くが、日々生活している親への配慮が一つの予防策になる。注意しても伝わらない、親の気持ちをよそに子ども達は自由に動き回る。このような行動のこだわりや関わりには親が一番悩まされる。子どもの行動に添う形をとり続けながらも親支援が必要だからである。感情が抑えきれず、子どもを怒鳴り叱る。それが度重なる事で虐待への移行になる。この事例は母親にも精神疾患があり調子の悪い時に、発達障害の子育てと重なった死亡事案である。母親の育児サポートには医療機関と精神科医との密な連携が必要であった。同時に子育て支援が出来る体制を作り、母親をサポートする家族と発達障害児にむけた療育支援の両方に支援を行うことが検討課題になった。

## 6. まとめ

児童虐待防止にむけ、国は様々な形で法律や改定を行い、予防策を打ち出している一方で児童虐待は減らず増え続けている。しかも虐待による死亡事故や重傷化する事例も減る状況に

至っていない。児童相談所が受理した生命の危険にかかわる受傷、衰弱死の危険性があった事例でもある。親に愛される体験、無条件で受け入れられる命の在りよう等、子どもが育つ環境そのものにも危機的状況が存在するからである。

このような現状をしっかりと認識した上で対応することが専門職の役目である。重症事例に向けた改善策に向けた対応には2007（平成16）年に社会保障審議会児童部会で「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」が設置され、問題解決に向けた対応がされてきた。結果的には重症事例に関して、命は助かり保たれたものの、幼い命を守るための養育環境を整える必要がある。1つは医療対応である。医療機関で死亡に至る前に虐待状況を確認し児童相談所等につなげ保護する事である。虐待状況は医療側の配慮によって幼い命を守る砦になるからである。2つ目には司法の協力体制が鍵となる。子どもの最善の利益として子どもの人権を守り、その立場から子どもの代弁が出来るため、虐待の可能性がある場合事例検証など法的立場で子どもが守られるからである。3つ目には福祉である。要保護児童対策地域協議会にて示される事例に対応しつつ、全ての親子を視野に入れ、ハイリスクのある要支援児童、特定妊婦に向け要保護児童対策地域協議会で知識や情報を共有する事である。早期に医療従事者との連携、取り組み、さらに児童相談所とのパイプラインを組織化する事でかなり解決策となる。家庭の包括支援体制を担保し生活保護、保健センター等家庭をも見据えた対応を行う。その上で家庭が持つリスクに添ったトリアージを行い確実に虐待対応事例として個別に検討会議を開催していく一連の支援体制の流れを作る事である。こ

の過程で家庭に添った対応や工夫を行う事は確実に子どもの命を守る事になる。ハイリスクを低減させるための支援にも児童相談所や保健センターに連携をとり、母親の精神的な健康を守るための子ども家庭支援を行う事でもある。4つ目に保育現場と家庭の対応と連携や協働である。これは「子育て支援」である。親と連携して「子育て」を支えることが基本であると同時に保育所の役割には「子どもの育ち」を家庭と連携して支援することである。日々の行動の激しさを持つADHD傾向やこだわりの強い発達障害のある子ども達には、母親に向けた支援も必要な課題になる。発達障害の子どもの場合、子どもへの対応に上手く関わる事が出来ない母親も多く育児不安や育児ストレスを抱えている事が多い。第三者である保育者が関わり、子どもの育ちを喜び合う支援を母親達に行うことが大切な役割になる。

虐待の対象になりやすい発達障害の子ども達の特徴には母親達が努力して対応してもその努力よりも超えてしまう疲労感とむなしさがあり感情の抑制を保つ事にも限界がくることもあるため留意しなければならない。

乳幼児期の段階で親が愛着や心の絆づくりやコミュニケーションを作り、社会性を獲得できるような支援を行うこと、また子どもの発達に課題に添った支援を子どもと親に向けた支援が必要である。

育てにくさを持つ子どもや関わりや母親の精神疾患等の背景を充分理解した上で支援する事が児童虐待防止には必要であると考える。

## 文献

- 1) 2004年児童福祉法改正
- 2) 2017年児童福祉法一部改正
- 3) 第15次報告書対象期間2017（平成29）年4月1日から2018（平成30）年3月31日
- 4) T.Berry Brazelton & Bertad.G Cramer : The earliest relationship ,parents, infants, and the drama of early Attachment .Kamac Books. 272,1991
- 5) Murry,L.:The impact of postnatal depression on infant development .J Child Psychol Psychiatry 33, (3) , 543-561, 1992
- 6) 上別府圭子：妊娠中からの子育て支援：児童虐待予防の視点から特集周産期メンタルヘルス；妊婦の不安と同立ち向かうか 周産期医学44, (7), 953-956, 2014
- 7) 子育て世代包括支援センター
- 8) 地域子育て支援拠点事業
- 9) (図1) (厚生労働省「平成30年度児童相談所での児童相談対応件数」2019（令和元）年8月
- 10) 第1次から第15次までの児童虐待による死亡事例などの検証結果（社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会による検証結果より）  
対象期間2017（平成29）年4月1日から2018（平成30）年3月31日
- 11) 平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等に関する調査研究」厚生労働省ホームページ  
<https://www.pwc.com./jp/ja/knowledge/track-record/childcare-support2018.html>

## Methods for support to prevent child abuse

Chiemi Chiba

There is closely related to child abuse. In particular, the lives of young children are lost due to fatal accidents caused by abuse. In 2004 (Heisei 16), The Child Welfare Law and other revisions were made, but the number of child abuse consultations continued to increase and died due to child abuse. Cases are happening. Based on the Fifteenth Report, we will discuss the situation and future issues regarding child abuse and death response based on the 15th report on the national response, the issues of the Child Abuse Prevention Law, and the actual situation of child abuse.